

平成24年度 第1回長野県人権政策審議会議事録

- 1 日 時：平成24年10月23日火曜日 午後2時35分～3時55分
- 2 場 所：長野県庁本館3階 特別会議室
- 3 出席者
委 員：有吉 美知子、岩井まつよ、大西 直樹、金 早雪、小山 邦武、
齊藤 金司、斎藤 洋一、増田 由喜子
長野県：人権・男女共同参画課長 塚田 吉彦
人権・男女共同参画課課長補佐 湯本 和久 ほか

1 開 会

(事務局 人権・男女共同参画課 湯本課長補佐)

お待たせしました。ただいまから人権政策審議会を開会させていただきます。

事務局の人権・男女共同参画課、課長補佐、人権尊重係長をしております湯本和久でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に委員の委嘱について、ご報告を申し上げます。今年の2月20日付で9名の皆様に委員を委嘱申し上げたところでございます。委員の皆様の名簿につきましては、お手元にお配りしてございますので、よろしくお願ひします。

本日は水本委員さんから、所用のため欠席する旨ご連絡をいただいております。8名の委員の皆様にご出席をいただいております。

本会議は、長野県人権政策審議会条例（以下「条例」と言う。）第6条第2項の規定によりまして、過半数の皆様のご出席をいただいておりますので、成立したことをここにご報告申し上げます。

開会に当たりまして、原山企画部長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

(原山企画部長)

皆さん、こんにちは。長野県企画部長の原山でございます。今年度、第1回の審議会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろから県政の推進に関しまして、それぞれのお立場でご理解、ご協力を賜っておりますこと、まずもって感謝申し上げます。またこのたびは、人権政策審議会委員にご就任をいただきまして、心より御礼を申し上げます。

本日は、平成23年度の県の施策の結果、それから平成24年度の人権施策について、事務局からご説明を申し上げまして、委員の皆様方からのご意見を頂戴したいと思っております。来年度以降の県施策の参考とさせていただきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局 人権・男女共同参画課 湯本課長補佐)

本日は、委嘱後初めての審議会となりますので、お手元の名簿の順番に従いまして、

お一人ずつ、簡単で結構ですので、自己紹介をいただければと存じます。

(有吉委員)

長野市で弁護士をしております有吉と申します。私は主として、女性の問題や子どもの問題に力を注いでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

(岩井委員)

岩井でございます。よろしくお願いいたします。

私は、SBC信越放送のグループ会社のコンテンツビジョンで、昨年からは番組制作等やっておりますけれども、マスコミの一員としまして、やっぱり人権問題というのは大変大事な問題だととらえております。およばずながら、いろいろと頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(大西委員)

私は、もともとは精神科医で、日ごろは精神障害者の方、あるいは認知症の方の援助、あるいは治療に携わっております。そういう立場から、多少なりとも、この委員会に貢献できるかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(金委員)

はじめまして、金です。

信州大学経済学部でアジア経済、特に韓国の経済、社会保障政策を研究しています。大阪生まれで、国籍は韓国ということです。よろしくお願いいたします。

(小山委員)

小山でございます。飯山に住んで、小諸で味噌屋をしております。よろしくお願いいたします。

(斉藤金司委員)

斉藤です。今、松本市の教育委員会で仕事をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

(斎藤洋一委員)

30数年前に、浅科村で起こった部落差別事件をきっかけにして、被差別部落の歴史を研究しようということで、信州農村開発研究所がつけられました。そこで被差別部落の歴史や、五郎兵衛新田の開発の歴史を勉強しております斎藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

(増田委員)

増田でございます。ボランティアで「チャイルドラインうえだ」と「長野いのちの電話」ボランティアにかかわらせていただいております。よろしくお願いいたします。

(事務局 人権・男女共同参画課 湯本課長補佐)

どうもありがとうございました。

それでは次に、県側の出席者をご紹介申し上げます。原山企画部長のほか、事務局を担当しております企画部人権・男女共同参画課の塚田吉彦課長、人権・男女共同参画課及び庁内の人権施策に関する課の職員でございます。名前につきましては、本日の出席者名簿のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

3 会議事項

(1) 会長選出

(事務局 人権・男女共同参画課 湯本課長補佐)

会議次第第3の(1)の会長の選出について、条例の第5条の規定によりますと、会長は委員の互選によるとなっております。会長の選出につきまして、お諮りいたします。

(岩井委員)

事務局一任でいかがでございましょうか。

(事務局 人権・男女共同参画課 湯本課長補佐)

事務局一任という御提案をいただきましたが、よろしいでしょうか。

(出席者一同)

異議なし

(事務局 人権・男女共同参画課 湯本課長補佐)

事務局から案を申し上げたいと思います。

前回まで会長をしていただいております、小山委員さんに、引き続き会長のほうをお願いできればと考えておりますが、いかがでしょうか。

(出席者一同)

異議なし

(事務局 人権・男女共同参画課 湯本課長補佐)

ありがとうございます。

委員の皆様のご賛同により、小山委員さんが会長に選出されました。

本審議会の議長につきましては、条例第6条の規定によりまして、小山会長をお願いいたします。

それでは、会長からごあいさつと会議の進行をお願いいたします。

(小山会長)

皆さん、こんにちは。皆様からご推挙いただきました、小山でございます。大変、重責を担うわけですが、皆様のご協力によって任務を全うしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、条例第5条3項の規定による職務代理者について、私のほうから指名したいと思えます。それでは、金委員にお願いいたします。

審議会の運営について確認をしたいと思えます。前回までの審議会と同様にしていきたいと考えております。

1つは傍聴についてでございますが、審議会は原則公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合は、所定の傍聴席で傍聴いただくことになっております。傍聴者の方には、会長の指示に従っていただくことにいたします。

2として、議事録についてでございます。審議会の議事録は、事務局で公表用の案を作成した後、委員に内容を確認していただき、会議から1カ月以内に県ホームページで公開することとしています。また、議事録では発言者の氏名が記載されます。

以上の2点、ご了解いただけますでしょうか、よろしいでしょうか。

(2) 平成23年度の長野県人権施策の実施状況について

(小山会長)

それでは、議事に入っていきたいと思えます。本日の審議会では「平成23年度長野県の人権施策の実施状況について」と「平成24年度の人権施策について」が議題であります。

事務局から説明をいただき、皆様からご意見等頂戴したいと思えます。

事務局から平成23年度人権施策の実施状況について、説明をお願いいたします。

(事務局 人権・男女共同参画課 塚田課長)

人権・男女共同参画課長の塚田でございます。私から説明をさせていただきます。

資料1「平成23年度長野県の人権施策の実施状況について」
資料2「平成24年度の人権施策について」
資料5「人権に関する相談窓口での相談件数（H21年度～H23年度）」
一括、資料に基づき説明

引き続き資料1平成23年度の実施状況の中から、新規事業として実施した事業の中から、幾つかを関係課から説明いたします。

NO 73「子どもの権利条例（仮称）制定事業」健康福祉部子ども・家庭課 佐藤企画幹
No. 80「子ども・若者計画策定事業」企画部次世代サポート課 瀬戸担当係長
No.104「見守りSOSネットワーク構築事業」健康福祉部健康長寿課 小林担当係長
No.126「障害者差別禁止条例（仮称）制定事業」健康福祉部障害者支援課 半田担当係長
より、資料に基づきそれぞれ説明する。

(小山会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を中心に、何かご意見がございましたらお願いしたいと思えます。

(斎藤洋一委員)

よろしいでしょうか。実は前々から疑問に思っていることがありまして、弁護士さんもいらっしゃるのので、教えていただきたいんですが。

13ページの104番、「見守りSOSネットワーク構築事業」に関してなんですが、私が勤務しております佐久市でも、ときどき行方不明者の捜索といいますか、探してほしいということが屋外放送で知らされるんですが、何が問題になっているのか、プライバシーが問題になるのか、個人情報ということなのかわかりませんが、お名前を教えてくださいませんか。

つまり何歳ぐらいの女性が、今、行方不明になっていて、この人はどういう服装をしているので、もしわかったら教えてくださいというような広報があるんですが。

多分、この人ではないかと見当がついたときに、その方の名前とか苗字がわかっているだけで聞きやすいと思うんですが、それは、教えてくださいませんか。それを教えてもらっておいたほうが、探しやすいのではないかと気がしているんですが、その点はどうなんでしょうか。

(小山会長)

いかがでしょうか、今日のご専門の方もおられるので、弁護士さん、おそれいりませぬ、教えていただければと思います。

(有吉委員)

認知症になっている方自身に判断能力とかがあるのならば、自分がたまに出かけて帰れなくなった場合は、探してほしいと、そのときは名前を公開してもいいですと本人が言っても、ご家族の方が反対というケースもあるので、ご家族の方も本人もみんな名前でもいいですよと了解をとっていただければ、多分、問題はないと思うんですけども。

ご本人だけがいいと言っても、ご家族の方がそれは困ると、まだまだ社会の、その偏見みたいなものがあって、認知症は誰でも年寄りになるとかなりの割合でなるんだから、別にいいですよというふうに、みんながそういうふうになればいいんでしょうけれども、まだまだ、そうではないところがあるので。

取り組みとしては、ご家族やご本人がいいですという場合には、そのようにと、いうことは、すぐにでもできることだと思うんですけども、何もなくてというふうになってしまうと、プライバシーという問題が出てくるのかもしれない。

ご本人が事前にそういう、ちょっと徘徊、出てしまう傾向がある、心配があるというのは、ご家族の方とか、地域の方ならわかったりするので、最初の間は近くで声をかけられて、お家へ帰るの、なんてなったのが、どんどんどんどん帰れなくなっていく、症状が悪化していくというふうになると思うので、早いうちから、高齢者やご家族のご了解を持っていただければ、お願いするのは大体、ご家族の方なわけなので、いなくなったと、うちのおじいちゃんがいなくなっちゃったみたいな感じになるので。そうしたら、事前に言っているから大丈夫ですよというふうになるのかなと思いますけれども。

何もなくてやはり公開というのは、まだまだ、それを問題とされるご本人やご家族

の方がいらっしやると、ややこしい問題になってしまうということです。

(斎藤洋一委員)

何か逆に、今は機械的に、もう個人情報だから出さないみたいな、そういう面もあるのではないかと考えています。

もし課のほうで、氏名等の公表を事前に承諾を頂くような、そういう指導みたいなものができるのであればと思います。

(小山会長)

例えば施設なんかには認知症の方が何人かおられるということから、もう事前にこういう場合もあるんだけど、ということをお願い合わせをしておいて、その承諾があれば、お名前も出せるということはあると思いますよ。

(斎藤洋一委員)

そのほうが探しやすいような気がしますけれども。いかがでしょうか。

(小山会長)

名前が出ると、ああ、あの人がいなくなったんだということはあると思いますよ。

(斎藤洋一委員)

年齢とか衣服とか、そういうことで探せと言われても、なかなか探しにくいような気がするんですね。

(小山会長)

施設の方ともこんな意見が出たということをお話していただければ、と思います。

私、知的障害者の施設をちょっと受け持っていたことがあるんですけども。そのときの一つの例としてご紹介しますが、外出した時に「踏切で警報が鳴ったら止まりなさい。」ということ、施設の方は教えていたんですね。

踏み切りに入ってから、警報が鳴り出したんですね。「警報が鳴ったらとまれ」ということを言っておいたため、踏み切りの真ん中でとまってしまったと。そして電車を停めたというケースがありました。ですから、難しいものだなと思っているんですけども。

認知症とか、それから知的障害の皆さんのところの対応というのは、かなりいろいろなことに気をつけていないと大変なことになるなという感じがしました。これはご紹介なんですけれども。何かほかにございませんか。

(斎藤金司委員)

差別や侵害の実態というものは、実際どんな具合になっているかということが解かると、また、意見も申し上げることができ易いかなというふうに思ったんですけども。

資料5の相談件数というものが、実態としての差別とか、侵害とかというふうに考

えていいわけでしょうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

(事務局 人権・男女共同参画課 塚田課長)

人権・男女共同参画課では、人権啓発センターでの人権問題全般に関する相談を行っております。今お話がありました、人権侵犯ということになりますと、法務局が唯一権限を持って、人権侵犯に関する相談なり対応をしております。そちらの件数も一定程度あるわけですし、人権侵犯の件数といったときには、正確というか実態を反映した数字かなと思います。

人権啓発センターに来ているこの一番上の139件の中身といいますのは、近隣とのトラブルとか、職場でのトラブル、いじめとか、それから家庭、家族の中での話というようなことがあります。生活上のトラブルと言われる部分の相談が一番多いわけです。

人権侵害、暴力とか殺人というのが、人権侵害の最たるものですので、小さな芽のうちに摘み取ることができていると思っております。

あとは、障害者のほうで、先ほど説明があった中に差別の事例みたいなお話がありましたので、どんなことが寄せられているか、障害者支援課で説明できますか。

(健康福祉部障害者支援課 半田担当係長)

どんなことが障害を理由とした差別に当たるのかということ、県民の皆さんに共通の認識として持っていただけるように具体的に定義づけをするということで、今研究会で取り組んでいただいております。

障害のある人から、差別に当たるのではないかなと思うことですか、それに限らず、ちょっと不便だなと思ったことも含めて事例を募集しまして、寄せられたものが700件ちょっとあったということで、すべてが差別とか、権利利益の侵害に当たるということではないんです。

事例を見ると、個別の具体的な深い背景まではなかなか読み取ることにはできないんですけれども、そういった前提でいえば、例えば知的障害がある方がお店に入ろうとしたら、障害のある方はほかのお客さんの迷惑になりますと言われて入店を断られたとか、視覚障害のある方が、盲導犬を連れてお店へ入ろうとしたら、座る場所がテラス席に限定されてしまったとか、あとは、いろいろな場所へ行くと、とかくほかの方からじろじろ見られるだとか、発達障害のように外見からはわかりにくい場合に、大声を出してしまったりすると、しつけの悪い子どもと思われてしまったということで、障害についての理解がなかなかされていないとか、そういったものを含めていただいております。

件数的には多いですけれども、すべてが差別、もしくは権利利益の侵害に当たるというものではないということは、ご理解をいただきたいと思っております。

(小山会長)

ありがとうございます。同和問題が件数的に減って、これはいいなと思うんですが、何となく表へ出ないケースが多いんでしょうか。

これ、昔と比べると全くないに等しいぐらいの数字で、これであればいいなと思う

んですが、実態はどうなんですか。私は確かに減っていると思うんです。そうであれば今までの運動もよかったかと思うんですけれども。

(斎藤洋一委員)

今、会長さんがおっしゃってくださったのであわせて、ご質問したいと。ご質問というよりは、少し意見になるかもしれませんが。

この審議会でも以前にお招きをしてご意見を伺った、NPO法人人権センターなががあるんですが、この人権センターながの昨年12月のしおりのようなものなんですが、そこに、23歳の女性が結婚差別を受けて自殺を図ったと。幸い、一命をとりとめたんですが、この23歳の女性の手記が載っているんです。

これは、その人権センターながが相談を受けて、こういう事件があったということが判明したんですね。そのほかにも、人権センターながには、かなり同和問題にかかわった相談が寄せられていると聞いています。

そのことから見ますと、資料5ですが、ほかの問題に関しては随分たくさんの相談が寄せられている。その中の同和問題の相談が人権啓発センター、昨年度が1件で、一昨年度が2件、これはちょっと少な過ぎる。

いや、会長さんがおっしゃったように、本当に問題がないのならいいんですが、実際とは必ずしも一致していないのではないかと思います。

つまり人権啓発センターへ同和問題に関して相談に来る方は非常に少ないということなんですね。もし、そういうことだとすると、人権啓発センターでの相談というのがうまく機能していないということになるのではないかと、そんなふうに思いました。

(小山会長)

今の斎藤委員のお話、ぜひ、また課のほうでもご検討いただいて、実際の掌握ができていくかどうかということもお願いしたいと思います。

ほかに何かございますか。では、先に進みたいと思います。

(3) 平成24年度人権施策について

(小山会長)

平成24年度の人権施策の実施について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 人権・男女共同参画課 塚田課長)

資料3 資料に基づき説明。

資料4 24年度新規事業の概要については、関係課から説明する。

No. 31 「子ども・若者支援団体等連携推進事業」、及び

No.169 「子ども・若者支援地域協議会事業」企画部次世代サポート課 瀬戸担当係長

No.101 「地域包括ケア実践事業」健康福祉部介護支援室 大浦主任

No.135 「障害者虐待防止対策支援事業」健康福祉部障害者支援課 半田担当係長

No.126 「障害者職域拡大アドバイザー設置事業」商工労働部労働雇用課 酒井担当係長

No. 47 「外国籍県民ネットワーク連携支援事業」観光部国際課 井上課長補佐

の6事業をそれぞれ資料に基づき説明する。

(小山会長)

ありがとうございました。ただいま24年度の事業について、各課から新規事業を中心に説明を受けました。皆さんから何かご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

子ども・若者支援団体は、具体的にはどのくらいあるのですか。

(企画部次世代サポート課 瀬戸担当係長)

昨年度調査をいたしまして、全県で48団体ございます。

今年度になりまして2団体ぐらい増えておりますので、大体50団体ぐらい把握しております。今後、このポータルサイトを公開したときに、同様な活動を行っている団体からの申し出等により、新たに団体が増える可能性もありますので、増加する傾向にあると考えております。

(小山会長)

何か、ございますか。

(斎藤洋一委員)

先ほどの介護マークの介護の「介」という字の上に丸が2つついていますが、これはどんなような意味があるのでしょうか。

(健康福祉部介護支援室 犬浦主任)

この介護マークは、静岡県の専門学校の学生がデザインしたもので、この介の、人と人が支え合うというイメージでして、オレンジの、この丸いところは、頭ですね。人と人がこう支えるというイメージで、ちょうど感じも良く、このマークの形になっているところです。

(斎藤洋一委員)

ありがとうございました。

(小山会長)

あまり、見る機会が少ないのですが、実際、つけておられる方もいるんですか。

(健康福祉部介護支援室 犬浦主任)

実際、市町村の窓口のところに取りに来ている方がいらっしゃるというお話は聞いておりますし、あと直接お電話で、介護中というマークを使った方からのお礼の電話などもいただいております。

その中で、女性用の下着を買うのがとても嫌だったんだけど、このカードがあるからとても買い物がしやすくなったとか、トイレに介助しに行くときに、異性の方から、不審な目で見られることが多かったが、このカードをつけているから、堂々と介護の補助に行けた、というような声もいただいております。

まだ始まったばかりのカードですので、これからは更なる周知に力を入れていきたいと思っております。

(小山会長)

外国籍の方の問題で、ごみの分別について徹底されず近所迷惑等の問題が聞かれますが、外国人の方が、分別等の制度や意味が解からなくてそういう問題・トラブルに発展してしまうことを聞きます。長野県ではそういう例はあまりないんですか。

(観光部国際課 井上課長補佐)

私の知る限り、それほど顕著にクローズアップされたような事例は、承知しておりません。

本県では、「くらしのサポーター」という、母国語での相談を受けられる窓口がございまして、ごみの出し方が解からないという場合の相談も受けています。

また、新しく見えた方向けの「ニューカマーズガイド」という情報誌にも、そういった情報提供をして、できるだけ未然にそういうトラブルが起こらないように努めております。

(小山会長)

長野県なんかでは、かなりご近所同士が、サポートして教えてあげているのかもしれないですね。

まだ若干、時間はございますので、どうぞ。

(岩井委員)

新規事業の障害者虐待防止対策支援事業に期待したいと思っております。

一方、資料5の障害者総合支援センターに寄せられた相談件数というのは、ここ数年かなりの数字で増えている感じがするんですが。それはどういったことか、ご説明いただけますか。

(健康福祉部障害者支援課 半田担当係長)

資料5の障害者総合支援センターでの相談件数の状況ですが、これにつきましては、障害のある方からの様々な相談を扱っています。

例えば、障害福祉サービスの利用に関することとか、生活上の困りごととか、そういったことを含めてのものでございますので、件数的にも多くなっているということだと思います。

ですので、これも人権侵害にかかわるものだけということではございません。その他もろもろの相談を含めての件数となっておりますのでご理解をいただければと思います。

(小山会長)

ありがとうございました。ほかに何かございますか。

(増田委員)

一つ、お聞きしたいのは、長野県国際交流推進協会が、多文化になったのはどうこうということが一つ問題になりまして、ずっと国際交流でやっていらした方たちが、多文化になってどうなるんだということで、もめた時期がありました。この長野県国際交流協会は、存在しているのでしょうか。

(観光部国際課 井上課長補佐)

長野県国際交流推進協会は、存続しております。

(増田委員)

上田では、ブラジルの方が多く住んでおられて、ひところ6,000人位居られました、今はちょっと5,000人切っている感じなんです。

私は、以前外国籍の子どもさんの日本語の教育のボランティアをやっていました。こうした団体は、とてもお金が無く参考図書の購入などもできず、運営に苦慮していると聞いています。その多文化共生のための教育・啓発予算からは、団体にお金はおりてくるのでしょうか、全然別ですか。それは市が負担してくださるのでしょうか。

(観光部国際課 井上課長補佐)

現在、県から日本語教室に限定した形で、何か金銭的な支援という制度や事業はありません。

ただ、県も参画している外国籍児童支援会議におきまして、県国際交流推進協会の中に事務局がございますが、サンタプロジェクトという支援事業があります。主として、ブラジル人学校等に通う子供の就学援助を行っていますが、そのほか例えば、地域の日本語教室が外国籍の子供のために、教材をつくって支援というようなことに対して、1事業あたり10万円を限度に、そういう取り組みに対してもサンタプロジェクトで支援しておりまして、年間、2～3件ですけれども、そういったサポートをしています。

(増田委員)

ありがとうございました。

(小山会長)

ありがとうございました。ほかに何かございますか。

(齊藤金司委員)

ある駅なんです、出入り口が一緒の改札口がありまして、ある朝、白い杖を持っていた方が入ろうとしていました。ところが、人がどんどんと改札を出て行くわけです。だれか気がついてその人が入ってもらおうと思ったんですが、10人も20人も出ていく。そのうち駅の方が気づいて、出ていく人を留めその方が入ることができました。今のこの時代において、というふうに思いました。

それからもう一つですが、ある新聞に、ある学校のいじめを解決するのに非常に有

効な方法だとして挙げられていた記事が、例えばそのいじめた子を泳がせる。僕がやっていないというふうに言っても、すぐに吐かせないでということでしょう、一定程度泳がせるとか、いじめた子が謝りたいといっても謝らせない、いじめられていた子は長くいじめられていたんだから、だから簡単に謝らせるわけにはいかないというような言い方があってですね。子どもたちを、これから育つ者、「途上にある者」として、子どもたちと一緒に育っていく側にある学校が、まるで犯人を追い詰めるような形で子どもたちを追い詰めているということ。それが一つの有効な方法であるとして新聞に載っていることについて、非常に危惧を持ちました。

いじめが大きな問題となっていて、みんなが危機意識を持っている時期なものですから、過激なほうへいってしまうわけでしょうけれども。

非常にたくさんの施策をやっていただいています、本当にそういうものが、やはり自分たちの日常の中で生きていかなければだめだなと。ぜひ、また頑張って施策を展開していただきたいと思います。以上です。

(小山会長)

ありがとうございます。時間も近づいてまいりましたので、この辺で意見交換を終わりたいと思います。事務局からございましたら、お願いいたします。どうぞ。

(4) その他

(事務局 人権・男女共同参画課 塚田課長)

資料はございませんが、昨年度の信州型事業仕分けの対象になりました人権啓発センターについて、現在の状況をご説明させていただきます。

昨年9月信州型事業仕分けの結果、人権啓発センターの事業につきましては「抜本的な見直し」という判定をされました。

仕分け人や県民判定人の主な意見といたしましては、県立歴史館内に設置しておく必要はない、展示内容を同和問題中心からさまざまな人権課題に移行したほうがよい、などの意見をいただいたところでございます。

県といたしましては、仕分け結果を参考にしながら、人権啓発センターを引き続き歴史館内に置きまして、限られたスペースではございますが、多様な人権課題に対応した展示内容にすべく、展示検討会を設置しまして検討を進めている状況でございますので報告させていただきます。

(小山会長)

どうぞ、今の問題。

(斎藤洋一委員)

人権啓発センターを設置するときの経過を知っている者として、ちょっと申し上げさせていただきます。

人権啓発センターを設置するときは、そのときの担当課長さんが「小さく産んで大きく育てるから、とりあえずこれで出発させてくれ」とおっしゃって、歴史館の中の一室をとりあえず確保したと。

そのときのお話では、この先、大きくするんだと。とりあえず知事さんの答弁がありまして、動き出したんですが。だから、とにかく出発させてくれと。これから大きくするからというお話だったんですが。結局、その後、全く大きくならないで、そのまま今の歴史館内の一室を使っていると。

私どもは、当時の課長さんが、これから先、ちゃんとするからということで、それならということで、そういうふうに思っていたんですが。そのままということなんですね。

今の部屋で人権全般について展示するということになったら、狭くて、とてもじゃないけれども、まあまあ当たり障りのないおぎなりの展示になってしまうのではないかと、ちょっと危惧されます。

もし、そういうことであるなら、もうちょっとしっかりした、もうちょっと施設を大きなものにするとか、そういうことを、別に新しく建てなくてもいいと思います。どこか、今、余ってきている建物なんかもありますから、何かそういうところを考えていただいたほうが良いような気がしますが。

(小山会長)

今のご意見もまた参考にさせていただきたいと思います。

委員さんに大変ご協力いただいて、円滑な議事進行ができました。本当にありがとうございました。それでは、議長をおろさせていただきます。

4 閉 会

(事務局 人権・男女共同参画課 湯本課長補佐)

どうも本日は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の人権政策審議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。